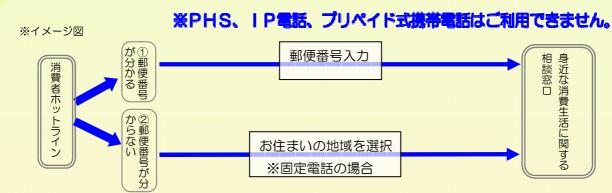
※ 消費者ホットライン

守ろうよ、みんなを!

※消費者ホットラインとは?

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の 一歩をお手伝いします。



※ガイダンスが流れている間は、 通話料金はかかりません。 相談窓口へつながった時点から通話 料金をご負担いただきます。

☆ 相談窓口で受け付けられない相談もあります

(受け付けられない相談の例)

- ・行政の対応に対する不満や要望(行政相談)
- ・職場での不当な解雇(労働問題)
- ・工場の汚水排出による環境事故(公害) など

※生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が知道している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。 ※身近な相談窓口が相談受付時間外の場合や一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。

消費者ホットラインに関するお問い合わせ先 消費者庁消費者情報課地方協力室 03-3507-9174

消費者ホットライン



